

転用目的が資材置場等の注意点

★ 資材置場等

〔自然景観地〕

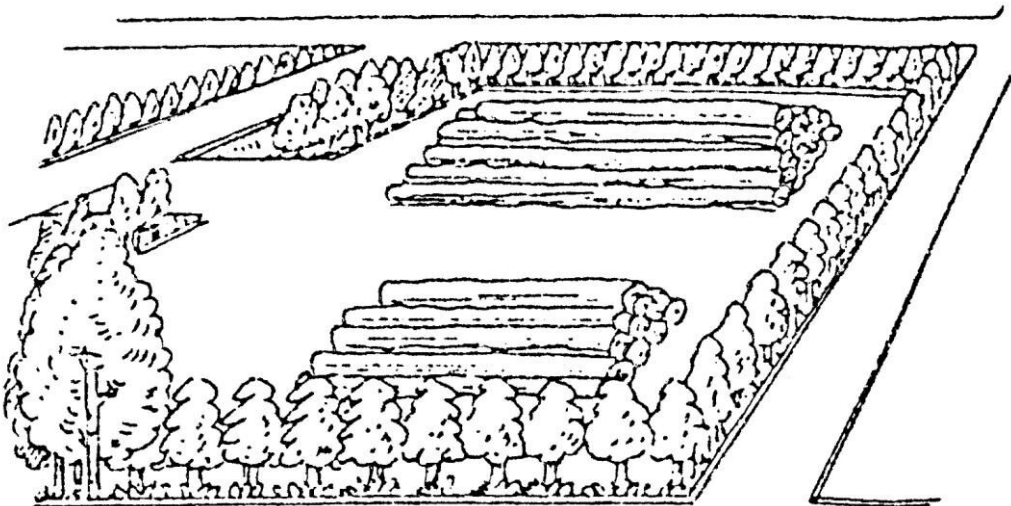
建築資材や廃自動車等を放置しないこと。

〔田園景観地〕〔郊外景観地〕〔市街地〕

建築資材や廃自動車等の置場にあっては、遮蔽措置を講じることにより、できるだけ建築資材等が道路から望見できないようにすること。

〔ポイント〕

*資材、廃棄自動車等の置場は、植栽等による遮蔽措置を講じるとともに、雑然とした感じを与えないように資材等を整理して配置し、企業、商店のイメージを低下させない。



※ 生け垣などにより、遮蔽措置を講じる。